

三春町定住促進住宅取得奨励金

三春町では、町民の皆さんや町外から移住される方が三春町に長く住み続けられるように、住居に関する補助金等の交付を行っていますので、どうぞご活用ください。

対象者

町内外にお住まいの方で、**町内の建築業者**を利用して自己所有の住宅を**新築した方**

(建替の方及び既に自己所有の住宅をお持ちの方は対象になりません)
※土地所有の有無は求めませんので、借地や親族の土地でも大丈夫です。

三春町内の建築業者

住宅の新築



奨励金の内容

- 基本額 20万円
(うち、3万円分はプリペイドカードにより交付)
- 加算額 18才以下の子供1人につき 10万円
町外からの移住世帯 10万円
ただし、基本額と加算額の合計の限度額は40万円です。



みはるスタンプ会加盟店舗で使用できます。

[例①]子供1人の世帯



基本額 加算額
20万円 + 10万円
= 30万円

[例②]町外からの移住世帯



基本額 加算額
20万円 + 10万円
= 30万円

[例③]子供2人の町外からの移住世帯



基本額 加算額
20万円 + 30万円
= 40万円(限度額)

※その他、上記に加え、福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当する場合(県外からの移住者)は、さらに加算額がアップします!

主な要件

- (1)新築した住宅(増築、修繕は対象外)に居住すること
- (2)建築基準法の規定による検査済証の発行日が、申請日の過去6ヶ月以内であること
- (3)自己の居住の用に供し、延床面積が55㎡以上の住宅であること
※併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延床面積が全体の1/2以上であること
- (4)居住の用に供する部分の請負工事代金が500万円以上の住宅であること
※土地代や外構工事等は対象となりません。
- (5)事業完了後、5年以上交付対象住宅に居住すること
(住民票の提出が必要となります)
- (6)市町村民税等の滞納がないこと
(納税証明書又は完納証明書の提出が必要となります)
- (7)三春町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと



申込期限

[令和8年度] 令和9年3月26日(金) ※毎年度3月末日まで

その他

“三春町住宅建築奨励金”及び“三春町空き家改修等及び空き家除却事業補助金”の交付を受けた方は、この奨励金の交付を受けることはできません。

必要書類

- 三春町定住促進住宅取得奨励金交付申請書（様式第1号）
 - 検査済証の写し
 - 工事請負契約書の写し
 - 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - 同居する世帯員の納税証明書又は完納証明書（転入前市町村のものを含む）
 - 代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第3号）
- ※様式はHPからダウンロード可能です。

事業の主な流れ

三春町に自己所有の住宅を新築しました！



三春町内の建築業者を利用して新築しました！

検査済証の発行日より6ヶ月以内に申請する

建築基準法の規定による検査済証の発行日より、6ヶ月以内に「三春町定住促進住宅取得奨励金交付申請書（様式第1号）」に必要書類を添えて、申請する。

奨励金の交付決定

町が申請内容を審査して、適正であると認めるときは、交付額を決定し、「三春町定住促進住宅取得奨励金交付決定通知書」が送付される。

奨励金の請求

町より交付決定通知書の通知を受けたら、速やかに「三春町定住促進住宅取得奨励金交付請求書」に通帳の写しを添付して、交付金を請求する。

奨励金の受取

町が請求内容を審査して、適当と認めるときは、請求のあった指定口座へ奨励金の支払いを行います。

～ 三春町で一緒に暮らしましょう！ ～



ご不明な点があれば、いつでもお気軽にお問合せください。
お待ちしております。

三春町建設課 建築グループ 0247-62-2113